

産階級全体の問題である。故にこの請願運動に敗けてはならぬ。一年一年半の監獄に入る位の問題ではない。

○ 全農福佐聯合會 木村 卯太郎

吾々農民組合運動者が何故水平運動に参加するか、水平運動と吾々の経済運動を結びつけなければ絶対に解放は出来ない。高松裁判所の差別問題は同時に吾々無産階級に對する大なる侮辱である故に佐賀の労働者農民を代表し諸君と協同して解放に邁進せん事を誓ふ。

○ 福岡地方委員會 藤原 健太郎

本問題の起りである高松裁判所で差別的裁判の行はれた内容に就て説明する。

(被告二名と石原政江との關係を述べて) 檢事の論告に、殊部落生れ何の何某とか、身分相應に結婚するものである等

言つたので吾が中村辯護士は、特々殊部落云々とは聞き捨てにならぬとて遂に問題となつたのである。

所謂結婚誘拐罪たる詐欺的行爲なりとして擧げられた理由を批判してみれば、

一、自宅に歸らず友人の宅に泊めたこと。

友人の宅だと女に告げてあるので詐欺でない。

二、鐵の屑を商ひながら自動車の部分品を商賣にしてゐると言つたこと。

自動車の部分品を扱つたこともある。

三、被告は以前妻帯して子供のあることを告げなかつた。告げなかつたとて女も聞かなかつのである。

四、家に老父母あり其の面倒をみて呉れさへすれば心配はかけぬと言つたこと。